

## 第4回 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

### 1 日時

平成24年11月7日（水）10時～12時

### 2 場所

市役所 本館2階 第一会議室

### 3 出席者

（委員）

- ・学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・市議会議員：山崎菊雄、高田政廣、安田勇
- ・公募による市民：稲田義宏、栃木達三、中川雄二
- ・市職員：良豊博、坂田さゆり、荒木和美

※ 敬称略

（事務局）

荻野次長、幸西係長、山元、丹野

### 4 次第

- (1) 条例の検証

### 5 会議内容

- (1) 条例の検証

#### ① 第4条（市民相互の協働）

<委員の主な意見>

#### 【地域協働の条文案】

変更した方がよい

- ・「身近な地域社会の実情に応じ」の趣旨は、「自主的で自立的なまちづくり」という文言に含まれており、条文はできるだけシンプルで分かりやすく表現した方がよいので、「身近な地域社会の実情に応じ」は削除

した方がよいのではないか。

#### 現状のままでよい

- ・ 「自主的で自立的なまちづくり」という文言のみにすると、市全体のまちづくりと混同して受け取られるおそれがある。
- ・ 「身近な地域社会の実情に応じ」という文言が、地域協働協議会の設立そのものを指しているわけではなく、地域で抱える身近な課題の解決を図り、地域の特性をいかしたまちづくりを進めていく、という趣旨が込められているから、残した方がよい。

#### **【市外の人々との協働】**

##### 追加した方がよい

- ・ 社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等について、市外の人々の意見を聴くなど、市外の人々との連携、協力に関する規定は他市の条例にも見られることから、条文を追加することは問題ないと考える。
- ・ 下水道や都市整備、ごみ処理等の連携は、自治体間の連携であり、まちづくりの主役である市民が行う取組は、市内の活動に限定すべきではない。ボランティア活動などを通じて市外の人々から学び、それを自分の市にいかすという趣旨から、条文を追加してはどうか。
- ・ 本条例の「市民」の定義は「寝屋川市に住み、働き、学び、活動する」と限定的である。災害時のボランティア活動等の実態を踏まえると、行政本位の規定だけでよいのか。
- ・ 災害時での対応や情報の共有等について、市外の市民団体等と連携しながら進めていくことの必要性を訴えるためにも、条文を追加すべきである。
- ・ 条文を追加するのであれば、シンプルで分かりやすく表現した方がよい。

##### 現状のままでよい

- ・ 上下水道、環境、教育、基盤整備等あらゆることについてすでに連携していることから、改めて新規の条文を追加する必要があるのか。
- ・ 市外の人々との連携、協力について規定することは、本条例の基本理念

である市民が主役のまちづくりに直接結びつかないように感じる。

- ・ 本条例は、本市に住み、働き、学び、活動する人が相互に協働していくということがまず基本としてあり、他市の人々との連携、協力はその次にくるものと考えられることから、第4条に市外の人々との連携、協力に関する条文を追加することは難しいのではないかと考える。
- ・ 市民生活の中で、他市との連携が必要である点は十分理解できるが、本条例は基本的なことを中心に規定しているものであり、本件に関しては、条文を追加するほどのことではないと考える。
- ・ 市外の人々との連携、協力という趣旨は、現在の条文に含まれているから、条文を追加するのではなく、「みんなのまち基本条例の解説」で補ってはどうか。
- ・ 「コミュニティ活動」や「ボランティア活動」は誰もが否定するものではないが、そのような具体的な事象をこの最上位の条例に追加すると、根本的に本条例を見直さなければならなくなるのではないかと考える。
- ・ 本条例はコンパクトにまとまっているので、この部分だけを詳細に規定してしまうと、他の条文とのバランスが崩れるおそれがある。条文全体の整合性を考えると現状のままがよい。
- ・ 第3項を追加しなくても、第4条の見出し案の「市民相互の協働等」の「等」を残すことで、市外の人々との連携、協力という趣旨を含めた条文にすることができるのではないかと考える。

#### ＜確認した事項＞

##### **【地域協働の条文案】**

- ・ 行政による検証結果の第4条第2項の「地域協働」に関する条文案の「身近な地域社会の実情に応じ、」という文言について、地域協働を推進するという趣旨は、「自主的で自立的なまちづくり」という文言に含まれており、条文はできるだけシンプルで分かりやすく表現した方がよい、という意見があったが、地域で抱える身近な課題の解決を図り、地域の特性をいかしたまちづくりを進めていく、という趣旨が「地域社会の実情に応じ」という文言に込められていることから、現状のままとする。

### 【市外の人々との協働】

- ・ 本条例は、本市に住み、働き、学び、活動する人が相互に協働していくということがまず基本としてあることを前提に考えるべきであること、また、本条例の構成上のバランスなどから、現状のままとする、という意見があった。
- ・ 現行の第4条の規定では、市民が行う協働の取組が、市民相互の取組や市内の取組に限定しているようであり、市外の人々との連携、協力が重要であることから、条文を追加する、という意見があった。その場合には、条文を追加するのであれば、シンプルで分かりやすく表現した方がよい、という意見があった。  
⇒ 条文を追加する場合、よりシンプルな条文を委員長、副委員長、事務局で作成し、次回の検証委員会で再度検証する。

## ② 第9条（市民活動の尊重等）

<委員の主な意見>

### 変更した方がよい

- ・ 本条例では、「行政」、「寝屋川市」、「市長」という3つの行政機関を指す文言が主語として用いられており、整理する必要があるのではないか。
- ・ 本条例の「行政」は、「市長及びその他の執行機関並びにその補助機関」を総称しているが、条文を個々に見た場合、具体的に名指しした方がよい場合もあるのではないか。また、そうしなければ条文の趣旨が曖昧になるのではないか。

### 現状のままでよい

- ・ 第9条に関しては、市民活動の尊重を規定しており、市民活動の主体は「市民」であり、市民活動の自主性、自律性を尊重する対象として「行政」を主語に掲げていると考えられることから、現状のままでよいのではないか。
- ・ 第9条の「行政」は各々の執行機関を指すと思われる。例えば、市長部局であれば、そのトップである市長が市民活動の自主性、自律性を尊重

するものであり、教育関係であれば教育委員会、農業関係であれば農業委員会等それぞれの機関が市民活動の自主性、自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するという努力を続けていかなければならないと考えられるため、現状のままでよい。

#### <確認した事項>

- ・ 「市長及びその他の執行機関並びにその補助機関」を総称している「行政」を主語とするよりも、執行権限を持つ「市長」と具体的に明記した方が条文の趣旨が明確になるのではないか、という意見があったが、市長を含む各執行機関及びその補助機関が市民活動の自主性、自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するという努力を続けていかなければならないと考えられるため、現状のままとする。

### ③ 第 10 条（市民参画の推進）

#### <委員の主な意見>

##### 変更した方がよい

- ・ 市長はまちづくりに対する思いや主張を市民に訴えて、議会の審査を受けて、市政運営を行っている点から、第 10 条の主語は、「市長」にした方が明確になるのではないか。
- ・ 市民参画の中身が強化されていくのであれば、主語を「市長」に変更することもよいと考える。

##### 現状のままでよい

- ・ 市政運営において、施策の企画・執行にパブリック・コメントやワークショップ等市民参画を取り入れていることから、行政全般の運営の根拠として、現状のまま規定しておく方がよいのではないか。
- ・ 実質的に権限を有する者は誰なのかではなく、各執行機関は独立しているから、市政運営や市民参画による意見を市政に反映する、と各執行機関で判断したものについては、その判断を尊重すべきであり、そういった点からも主語は「行政」でよいのではないか。

- ・ 市長は各執行機関の組織等に関して調整する権限はあるが、各執行機関の明確な範囲の所掌事務と権限については、各執行機関が有しているため、現状のままでよい。

＜確認した事項＞

- ・ 市長が責任を持って市政運営に当たっていると考えると、主語を「市長」にすべきではないか、という意見があったが、各執行機関は独立し、明確な範囲の所掌事務と権限を有していることから、市政運営や市民参画による意見を市政に反映する、と各執行機関で判断したものについては、その判断を尊重すべきであるため、現状のままとする。

**④ 第 11 条（市民の役割及び責務）**

＜委員の主な意見＞

変更した方がよい

- ・ 第 2 項「市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ育てるよう努める」とあるが、「育てる」とは、「市民活動」を育てるのか、「役割」まで育てるのかなど、条文が分かりにくいので整理すべきではないか。

現状のままでよい

- ・ 第 11 条は、条例制定に当たって、市民検討委員会において、市民自身が自分たちの役割を認識して、まちづくりをしていかなければならないという宣言的な思いがあってつくられた条文である。

＜確認した事項＞

- ・ 第 11 条第 2 項について、委員長、副委員長、事務局で検討し、次回、再度検証する。

**⑤ 第 12 条（議会の役割）、第 13 条（議会の責務）、第 14 条（市議会議員の役割及び責務）**

＜委員の主な意見＞

### 変更した方がよい

- ・ 第 12 条で「けん制」という文言が用いられている。他によい言葉はないか。
- ・ 第 13 条は努力義務になっている。議会の責務は、義務規定の方がよいと思う。議会は市民の代表であるため、選ばれた方が責任を持って議会としての機能を果たしているという証明になると思うので、義務規定としてはどうか。

### <確認した事項>

- ・ 第 12 条「けん制」という文言について、他の文言はないか、という意見があったが、行政の活動に対する議会の役割の一つとして一般的に表現されているため、現状のままとする。
- ・ 第 13 条第 1 項及び第 2 項の努力義務規定について、市民の代表として選ばれた方が責任を持って議会の機能を果たすことを明確にするため、義務規定にすべきという意見があった。また、現状のままでよいという意見もあった。
- ・ 第 14 条について、見直し等の必要性はない。